

令和8年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和8年2月4日（水）午後2時00分から午後2時45分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 好則、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ、鈴木 泰示、奥村 松市
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和8年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、5番、鈴木泰示委員、7番、奥村松市委員から欠席届が提出されておりますので、7名です。 これより令和8年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 それでは、2番大澤宏保委員、4番奥田正人委員の両名を指名します。
委員	
議長	続きまして、日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転1件、交換による所有権移転2件の合計6件です。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。

今渡地内において、譲受人は自宅近隣の申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、関市の方と下恵土の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、東帷子の方と西帷子の方との間における売買による所有権移転です。

東帷子地内において、譲受人は申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、後ほど説明します5条受付番号5番の案件と関連しています。取得する土地が大きいので、5条での農地転用で住宅敷地を取得し、残った農地を営農するため、3条と5条申請となっています。

受付番号4番は、東帷子の方と東帷子の方との間における交換による所有権移転です。

菅刈地内において、譲受人は共有持ちの農地を単独所有とし、権利関係を整理することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、受付番号5番の案件との交換となります。

受付番号5番は、東帷子の方と東帷子の方との間における交換による所有権移転です。

菅刈地内において、譲受人は共有持ちの農地を単独所有とし、権利関係を整理することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番と5番の案件は、それぞれ共有持ちの農地ですが、権利を整理するため、交換により単独所有とし、それぞれ今後も営農を継続されることです。

受付番号6番は、美濃加茂市の方と瀬田の方との間における売買による所有権移転です。

瀬田地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

今渡の国道21号線と国道248号線が交差する今渡交差点の北東、旧国道21号線の南の住宅地の一角にある農地です。隣接する農地を耕作している譲受人が取得し、今後も管

理、耕作されますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、土田お願いします。

津 田 委 員 推進委員 2 番の津田から現地確認の報告をします。

土田大池、油圧機器製造工場、東工場の北にある農地です。相続により取得した農地を、姉妹で贈与として所有権移転するための申請となります。農地として管理されており、問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、東帷子お願いします。

勝 野 委 員 農業委員 5 番の勝野から現地確認の報告をします。

東帷子中切地内にある農地です。譲受人は、譲渡人から農地を一括購入され一般個人住宅を建築される予定ですが、敷地面積が約 800 m²と大きいため、住宅に必要な敷地と農地に分筆され、住宅建築敷地は、この後審議する 5 条案件として申請され、残地を屋敷畑として耕作することとされるため、申請された案件です。住宅建築後は、屋敷畑として管理される予定であり、問題ないと思います。

議 長 受付番号 4 番、5 番、菅刈お願いします。

山本(保) 委 員 推進委員 3 番の山本から現地確認の報告をします。

受付番号 4 番と 5 番の案件は、菅刈地内の名鉄広見線沿いで、緑団地と長坂団地の間にあり、隣接していますので併せて説明いたします。

受付番号 4 番と 5 番は、2 分の 1 の共有持ち分をそれぞれの個人持ちにするため交換とする 3 条申請となります。現況は栗畑と一部遊休農地となっていますが、持ち分を変えるための申請であり、問題ないと思います。

議 長 受付番号 6 番、瀬田お願いします。

玉 田 委 員 農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。

受付番号 6 番は、広見東地区センターの南 300m ほどの所で、住宅の奥にある農地です。譲受人の住宅、畑に隣接する農地で、取得後も農地として管理されますので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 6 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 6 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 3、議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 2 番の案件は、書類不備のため申請取り下げとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 3、議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転4件です。

受付番号1番は、川合北の方と白川町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、申請取り下げとなっています。

受付番号3番は、下恵土の方外2名と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方外1名と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、5区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、都市計画法による開発協議が必要な案件となり、事前協議中です。

受付番号5番は、東帷子の方と西帷子の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、3条受付番号3番の案件と関連する案件となります。

本案件で宅地に転用した残りを、畑として営農されるとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

大 澤 委 員

受付番号1番、川合北お願いします。

農業委員2番の大澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、JR 太多線の東、川合区画整理事業が実施された川合北3丁目地内にある農地に一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。区画整理事業が実施されていますので、雨水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題な

議 長 います。

中 村 委員 受付番号 3 番、4 番、下恵土お願いします。

農 業 委員 3 番の中村が受付番号 3 番、4 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、下恵土、JR 可児駅の西 500m ほどに在り、東側にある市道が拡幅改良された場所にある農地を 2 区画に宅地分譲するための転用申請です。当初は、東側 2 筆で計画されていましたが、取水関係の調整中に西側の方とも売買の話がまとまり、3 筆での申請となった案件です。周囲には農地はありませんが、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意、排水同意は得てあります。雨水排水は、1 区画は土地改良区の排水路への排水、1 区画は自然浸透となります。上水道は整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 4 番は、下恵土にありますクリニックの透析センターの北にある農地を 5 区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意を得てあり、周囲への被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。開発協議が必要な案件となり協議を進めており、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号 5 番、東帷子お願いします。

勝 野 委員 農 業 委員 5 番の勝野が受付番号 5 番の案件について報告します。

受付番号 5 番は、3 条申請、受付番号 3 番と同じ場所で、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接地は自己所有となる農地と、一部には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 7 号、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番は、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 7 号、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番は、許可相当として市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 4、議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。

別葉の議案第 8 号をご覧ください。

受付番号 1 番について、下恵土の方が新規で、農地中間管理機構を経由し、大森の法人と使用貸借権を設定する計画となっています。

土地の概要等については、資料のとおりです。

議 長 使用貸借の期間は、令和8年2月28日から令和18年2月27日までの10年間です。
 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませ
 んか。

委 員 【意見・質疑なし】
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 議案第8号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 議 長 異議ないものと認め、議案第8号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いし
 ます。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の1月指導分について報告します。
 別添資料1をご覧ください。(件数5件)
 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の1月届出分です。
 届出はありませんでした。
3. 農業用施設の届出書の1月届出分です。
 届出はありませんでした。
4. 農地台帳非登載確認申請について報告します。
 届出はありませんでした。
5. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の1月受理件数です。
 8件の届出がありました。
 田 20筆 13,180.00㎡ 畑 18筆 4,327.00㎡ 合計 38筆 17,507.00㎡
6. 農業委員会情報セキュリティ基本方針の策定について
 別添資料2で説明
 令和8年1月21日 策定
 令和8年4月1日 施行(予定)
7. 農作業料金・農業労賃に関する調査について
 添付資料3 令和7年 農作業料金・農業労賃に関する調査票 により説明
8. 今後の日程について説明します。
 次回の現地確認は2月27日の金曜日を予定しています。
 また、令和8年第3回農業委員会総会は、令和8年3月4日水曜日に午後2時から
 庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。
9. その他
 農業委員、推進委員の親睦旅行について(予定): 副会長(中村委員)より
 日程 4月9日(木)、10日(金)

中 村 委 員

行程等 可児 ～ 彦根城（桜） ～ 三方五湖（宿泊） ～ 金沢（昼食）
～ 大野（勝山）経由 高速利用 可児

議

長

これもちまして、令和8年第2回可児市農業委員会総会を閉会いたします。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。